別紙１

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、法人である場合は当法人、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者区分 | 代表事業者　・　共同事業者 |
| 日付 | 平成　　　年　　　　月　　　　日 |
| 法人等の名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者氏名 | 印 |

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７ 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である、または法人等の役員等（個人である場合はその者、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

※本誓約書は、代表事業者、共同事業者のそれぞれが誓約の上、ご提出ください。